

# 西原町収納対策緊急プランについて

西原町の国民健康保険税の収納率は被保険者の理解と協力により、平成20年度も目標収納ライン(92%)を達成しております。平成21年度以降も引き続き、西原町国民健康保険税収納対策緊急プランに沿って、国民健康保険税の収納率目標ライン維持及び国保財政赤字解消を目指しますので、さらなるご理解とご協力をお願いします。

## ●西原町国民健康保険収納対策緊急プラン●

### 1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 新成人若しくは30歳以下の者に対し、他保険からの加入又は他保険への加入の際の受付方法を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
- (3) 資格証明書発行における弁明の機会の付与を活用し、生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (4) 時効完成前に、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処分を行う。
- (5) 官報等により、自己破産手続開始者、民事再生手続完了者の発見に努め、迅速に不納欠損処理を行う。
- (6) 留学生等の滞納状況を把握し、受け入れ先と協力して納付勧奨を行う。

### 2 徴収方法の改善等

- (1) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
- (2) 納期内未納者については、すみやかに電話催告及び分割納付を勧める。
- (3) 年2回の収納強化週間を設置し、国保担当職員による一斉電話催告、徴収訪問等を組み合わせた効果的な収納対策を実施する。
- (4) 口座振替推進月間を設け、口座振替の利点等をパンフレットにて広報し、口座振替率の向上を図る。

### 3 滞納処分の実施

- (1) 悪質滞納者について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。
- (2) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (3) 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、すみやかに滞納処分を実施する。

【お問い合わせ】 健康推進課 国保賦課徴収係 ☎ 945-4791(内線153~156)

# ウォーキング講習を受けたい方募集♪

ウォーキングをはじめたい、又はすでに始めているけど、やるならより効果的に歩きたい! そう考えているみなさん、ウォーキング講習を受けてみませんか?

10名以上のグループに対して、運動指導士によるウォーキング講習会を開催いたします。隣近所やもあいの仲間など、いろいろな団体で10名以上を集めての応募をお待ちしています。教室の開催日時等については、相談の上、対応いたします。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 西原町役場 健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791(内線157~159)



# 高齢者季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザワクチンは、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、一定の効果はありますが、感染防止、流行の阻止等に対しては、効果が保証されるものではありません。しかし、高齢者については季節性インフルエンザにおいて重症化する可能性が高いので、なるべく予防接種を受けるようにしましょう。

 **注意!** 新型インフルエンザのワクチン接種ではありません。

★対象者: 65歳以上の高齢者

60~64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の障害を持つ方

★実施時期: 平成21年10月1日~平成22年2月28日

★実施場所: 中部地区医師会加盟等の医療機関

(那覇地区で受ける方は役場までご連絡下さい。)

★接種料金: 4,000円(町負担: 3,000円、個人負担: 1,000円)

※ 町と契約していない病院で接種する時は個人負担が増える場合があります。

※ 生活保護世帯の場合、個人負担は免除となります。

★接種時の注意

1 事前に接種医療機関への予約が必要です。

2 健康手帳(住民健診時に用いる緑色や赤色の手帳)と予診票(問診票)を持参すること。

※ 手帳をお持ちでない方は、役場窓口での発行が必要になります。

※ 今年から予診票(問診票)は、個人宛郵送致します。

健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791(内線157~159)

# 65歳以上の公的年金の受給者で、 個人住民税を納税されている方へ

## 10月より、住民税の年金からの引き落としがはじまります!

これまで公的年金を受給され、個人住民税の納税義務のある方は、年4回、役場や銀行などに出向き、個人住民税を納めています。今年10月より、個人住民税が公的年金から引き落とし(特別徴収)される制度がはじまり、対象となる方は原則、役場や銀行などに行く必要がなくなります。

☆詳しい内容については、広報にしはら5月号に掲載されておりますので、そちらをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。  
個人住民税の公的年金からの特別徴収制度へのご理解をよろしく  
お願いします。

西原町役場 税務課  
町県民税係

☎ 098-945-4729

FAX 098-946-6086